

規制シート(様式)

160199200630001

平成28年12月5日

規制の名称	都道府県知事による改善計画の認定制度	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成4年法律第63号)第8条	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	職業安定局雇用政策課介護労働対策室 長 源内 正則
規制目的	事業主が介護労働者の福祉の増進を図るために実施する労働環境の改善、教育訓練の実施、福利厚生その他の雇用管理の改善に関する措置の実施を促進するため。		
規制内容の概要	事業主がその雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために実施する雇用管理の改善に関する措置についての計画(以下「改善計画」という。)を作成し、これを都道府県知事に提出して、その改善計画が適当である旨の認定を受けることができるもの。	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	平成12年の介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の改正により、雇用管理の改善を支援するための措置の見直しとして、改善計画の認定対象となる事業主を特定事業主(専ら介護業務を行う事業であって社会福祉事業に該当しないもの)から、新たなサービスの提供または新たに事業を開始する事業主とした。	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>当該規制は、事業主に介護労働者の雇用管理の改善に関する措置について有効かつ適切な計画を作成させるためのものであり、今後、介護サービスの量的確保を図るために事業主が行う介護労働者の雇用管理改善を促進することが重要であり、介護労働者の雇用管理の改善に関する措置が効果を上げるものであることから引き続き維持する必要がある。</p> <p>なお、当該規制については、地方の意見も踏まえつつ、廃止を含め検討した結果、平成28年度より国と都道府県の連携強化を図る事業により事業者にはコンサルティングを実施する中で、介護労働者の労働環境の改善による魅力ある職場づくりに向けた効果的な取組方法の一つとして改善計画の作成についても提示することにより、普及啓発を図ることとなった。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		